

※会則や規約の作成例です。任意団体の規約・会則は、特に決まった形式はありません。
団体内でよく話し合ってください、団体の活動状況に合わせて項目や内容を調整してください。

作成例 1

〇〇〇〇〇 会則(または、規約)

第1条(名称)※

本会は、〇〇〇〇〇と称する。

※登録申込書の「団体名」欄と整合していること

第2条(事務局所在地)

本会の事務局は、神栖市〇〇〇とする。

第3条(目的)※

本会は、〇〇〇することを目的とする。

※登録申込書の「目的」欄と整合していること

第4条(事業)

本会は、第3条の目的を達成するために次のことを実施する。

- (1) 〇〇〇
- (2) 〇〇〇
- (3) その他、目的の達成に必要な活動

第5条(会員)

本会の会員は、次の〇種類とする。

- (1) 第3条の目的に賛同し入会した者
- (2) その他、役員が認めた者

第6条(入会及び退会)

- (1) 入会を希望する者は、趣旨に賛同した者とし、〇〇(会長、代表)に申込書を届け出る。
- (2) 退会を希望する会員は、〇〇(会長、代表)に届け出し、任意に退会することができる。
但し、退会前に納めた会費などの返金は行わない。

第7条(役員及び職務)

この会へ次の役員を置き、それぞれの職務を行う。

- (1) 会長 会長はこの会を代表し、統括する。
- (2) 副会長 副会長は会長を補佐し、これに事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計 会計は、この会の会費、その他事業にかかわる財産を管理する。

2 役員の任期は〇年とし、再任を妨げない。

第8条(会費及び用途)※

会費は、以下に定める。

〇〇〇円/月または年

※登録申込書の「会費」欄と整合していること
会費は〇〇のために徴収する。

第9条(運営)

必要に応じて会員が集まり、会の運営を行う。

第10条(会則(または規約)改正)

この会則(または規約)は、会員の過半数をもって改正することができる。

第11条(その他)

この会則(または規約)に定めのない事項及びその他必要な事項は役員会で決定する。

(附則)

本会則(または本規約)は令和〇年〇月〇日から施行する。

作成例 2

〇〇〇〇〇 会則(または、規約)

第1条（名称）※

本会は、〇〇〇〇〇と称する。

※登録申込書の「団体名」欄と整合していること

第2条（会員）

本会員は、本会の目的に賛同する者をもって会員とする。

第3条（目的）※

本会は、〇〇〇を目的とする。

※登録申込書の「目的」欄と整合していること

第4条（活動内容）※

本会の活動は、次の事業を実施する。

（1）〇〇〇

（2）〇〇〇

（3）その他、目的の達成に必要な活動

※会の実情に応じて記入

※登録申込書の「活動内容」欄と整合していること

第5条（役員）

本会は、次の役員をおく。

代表者： 名、副代表者： 名

※連絡先は、代表者宅におく。

第6条（会費及び用途）※

会費は、以下に定める。

〇〇〇円/月または年

※登録申込書の「会費」欄と整合していること

会費は〇〇のために徴収する。

第7条（運営）

必要に応じて会員が集まり、会の運営を行う。

第8条（保険）

加入があれば記載

第9条（会則(または規約)改正）

この会則(または規約)は、会員の過半数をもって改正することができる。

(附則)

本会則(または本規約)は令和〇年〇月〇日から施行する。